

業務再点検結果報告

部署名	水産庁増殖推進部栽培養殖課
部署の業務内容	栽培漁業及び養殖業の振興に関すること

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	水産関係者や一般消費者等の方々の意見等を、各職員が認識し、外部からの意見等への対応や、施策への反映が適切になされるよう、外部からの意見等の情報共有を促進する。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	課内会議において、各班より、外部からの情報提供の有無とその内容及び対応方針を報告の上、その対応が適切か否かを出席者間で話し合うことにより、外部情報の適切な処理についての認識を共有するとともに、その処理能力の向上を図る。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	農林水産省の政策評価において、政策分野「水産物の安定供給の確保」の中の目標「主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」の中に当課の事業を位置付け、第三者により構成された委員会において検討いただいている。 さらに、個々の事業についても、水産関係者や一般消費者等の方々からの意見等を聴取し、施策への反映が適切になされるよう、努めていくこととしている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	業界が主催する会議等も含め、水産関係者や一般消費者等との意見交換の場を積極的に活用し、当方で実施している施策を説明するに止まらず、参加者から広く意見等を聴取、収集し、こうした意見等を課内で共有するとともに、こうした意見等に立脚した施策の企画、立案を推進する。
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	養殖業の振興を所管することから、その生産過程での安全確保対策など、食の安全に関する事項がある。このため、昨年末から本年2月にかけて、職員全員が食の安全に関する研修を受講した。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	直接、各種事業の推進に携わらない職員も含め全職員が、食品安全基本法の考え方、食品の安全に関する基礎知識などに関する食の安全に関する研修を全職員が受講した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	-		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	